中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（断熱改修）補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に寄与するために、予算の範囲内において補助金を交付することにより、既存住宅の省エネルギー化を促すことを目的とし、この交付等に関しては、町費補助金交付規則（昭和４２年規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）個人住宅（併用住宅の場合は、個人住宅部分に限る。）の所有者で、国が実施する別表１に掲げる補助事業（以下「対象補助事業」という。）の交付決定を令和６年４月１日以降に受けた者であること。

（２）現に自己の居住の用に供し、かつ、住民登録されていること。

（３）同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第５号に規定する暴力団の構成員でないこと。

（５）破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと

（補助金の額等）

第３条　補助金の額は、対象補助事業の補助金額に３分の１を乗じて得た額とし、１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。また、対象補助事業の補助金額との合計額が対象補助事業工事費の２分の１を超えないこととする。

２　前項に規定する補助金の額は、２０万円を限度とする。

（交付申請）

第４条　補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（断熱改修）補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、２月１５日までに町長に申請するものとする。

（１）別表１に掲げる対象補助事業の交付決定等を受けたこと及びその決定額等がわかる交付決定通知書等の写し

（２）工事請負契約書の写し（工事費内訳書・明細書含む）

（３）施工箇所の施工前後の写真

（４）その他、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第５条　町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金交付の可否及び金額を決定する。

２　町長は、中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業（断熱改修）補助金交付決定通知書

（別記様式第２号）により申請者に通知するとともに速やかに支払うものとする。

（交付決定の取消）

第６条　補助金の対象となる者が次のいずれかに該当する場合は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

（１）虚偽の申請その他不正行為によって交付決定及び補助金の交付を受けたとき。

（２）補助事業を中止又は廃止したとき。

（３）その他、法令又はこの要綱の規定に違反していると、町長が認めたとき。

２　町長は、交付決定者について前項各号に疑義がある場合、関係機関へ照会することができる。

（補助金の返還）

第７条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者から当該補助金に相当する金額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（有効期限）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第６条及び第７条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第２条第１号、第４条関係）

対象事業	対象工事（製品）	申請必要書類
１．既存住宅における断熱リフォーム支援事業	１．高性能建材 ※設備（家庭用蓄電システム、家庭用蓄熱設備、熱交換型換気設備・空調設備）については対象外	・交付額確定通知書の写し ・完了実績報告書にかかる書類の写し ・工事請負契約書の写し（工事費内訳書・明細書含む） ・施工箇所の施工前後の写真 ・その他、町長が必要と認める書類
２．断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省ＣＯ２加速化支援事業（先進的窓リノベ２０２５事業）	１．窓、玄関ドア	・交付決定通知書の写し ・工事請負契約書の写し（工事費内訳書・明細書含む） ・施工箇所の施工前後の写真 ・その他、町長が必要と認める書類
３．子育てグリーン住宅支援事業（リフォーム）	１．開口部の断熱改修 ２．躯体の断熱改修 ３．エコ住宅設備の設置（太陽熱利用システム、高効率給湯器、蓄電池は対象外） ※子育て対応改修、防災性向上改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置、リフォーム瑕疵保険等への加入については対象外	・交付決定通知書の写し ・工事請負契約書の写し（工事費内訳書・明細書含む） ・施工箇所の施工前後の写真 ・その他、町長が必要と認める書類